

4 笠監第 5 号
令和 4 年 8 月 31 日

笠置町長 中 淳 志 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 坂本 英人

令和 3 年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 3 年度笠置町
一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、次のとおり意見書を提出する。

意見書

1. 審査対象

- (1) 令和3年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 令和3年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 令和3年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 令和3年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) その他関係帳簿及び台帳

2. 決算審査日

令和4年8月5日（金）、9日（火）、12日（金）

3. 出席者

町長、参事、関係所属長並びにその課員、会計管理者

審査の総括意見

令和3年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、概ね適正なものであったと認めた。

本町決算審査においては、定期監査と同様、履行した業務の審査のみならず、その事業の有効性や効率性などを監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見等を発信している。

初めに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について触れておきたい。令和3年度は国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として本町にも交付金が配分されており、自治体が実情に応じてきめ細やかな事業を実施し、地域経済や住民生活の支援を行うという本交付金の趣旨に則った事業の展開をされており、町内循環バスや福祉事業所の公用車等の車内抗菌・抗ウイルスコーティングや公共施設の自動水栓化等、地域の活性化に大変役立っている。一部、令和4年度に繰り越す事業もあるが、精算においては契約書、関係証書、支払明細等を精査の上、確実な補助金の実績報告を行っていただきたい。

次に寄附金について、寄附者は寄附をする際には、寄附金の活用について希望事業を、歴史・文化・自然を活用した観光の町づくり事業、交流基盤を築く町づくり事業、子どもを育む町づくり事業、健康長寿の町づくり事業、その他目的達成のために必要と認める事業の5つの区分から選択することができる。また、寄附金の運用においては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならないと笠置町ふるさとづくり基金条例

に定められているものである。寄附金を受けている以上は、寄附者の意向に配慮した上で、寄附金を活用してどのような事業実施をしたのか、活用実績を公表する必要があるのではないかと考える。なお、寄附金に係る業務は商工観光課が所管しているとのことであるが、町として寄附金活用に係る指針を決定することが必要であり、寄附者の意向が十分反映するように関係各課へ情報提供するとともに、関係各課においても寄附金を活用した事業立案をいただき、適正な寄附金の執行方法を検討されたい。

そして、職員の時間外勤務についても前年度に引き続き注視することとした。本年度の一般会計における時間外勤務手当の決算額は 1,100 万円を超えており、過去数年の決算額を振り返って見ても、おおよそ同額程度となっている。時間外勤務は、業務の繁盛期や突発的な業務の発生などにより、期限内の履行や業務の緊急性を求められることなどから、やむを得ず職員が職務に当たらなければならないものとして所属長が課員に勤務を命令するものである。時間外勤務の勤務内容や勤務時間実績などについては、各課が保管する時間外勤務命令簿に記録されており、この命令簿を確認すると、決算数値が示していることはもとより、所属長らからの意見を伺うに、常態化しているものも存在する。

空き家問題や地域の過疎化・高齢化など、全国的に住民が地方公共団体に求めるニーズは年々増加を辿っているように思うが、一方で働き方改革関連法案が提出されたことにより、平成31年に人事院規則が改定され、職員の健康問題などの観点から、時間外勤務については原則月に45時間、年間では360時間を上限と定められてはいるものの、この命令簿から実際にはこの時間数を超える職員も存在している。

このような状況から、常態化している時間外勤務については、マンパワーが不足していることとして行政が評価するのであれば、各業務に対する職員配置や、組織の見直しなどを図り、職員への過重な負担を軽減しつつ、組織体制の適正化・強化を図られてはどうかと考える。職員の勤務環境が悪いのであれば、職員の健康、ワークライフバランス等に影響し、仕事の効率性の低下にも関係するのではないだろうか。また、時間外勤務手

当も行政コストであるという認識を持ち、行政コストの軽減を図るとい
う側面からも改善の必要があると思われる。

自治体に求められるニーズの増加への対応と、職員の働き方改革とい
う相反する一面を持つ問題の適正化については、限られた予算・人員の下
では双方満足させることは容易ではなく、非常に高度なバランスを保つ
ことになると思われるが、これからの笠置町を支える体制づくりとして、
是非とも実現に向け尽力されたい。

さて、決算審査はこれまでの定期監査の延長線上にあり、定期監査も含
め、本監査においても監査期間中に様々な意見をその都度付したわけ
である。地方公共団体は、事務処理をするにあたっては、住民の福祉の増進
と最少の経費で最大の効果を上げ、常に組織及び運営の合理化と規模の
適正化を図らなければならない。我々監査委員はそのような想いと職責
から監査意見を付しているからこそ、今一度、過去の定期監査報告書にも
目を通していただきたい。そしてそれが他課に対するものであるから他
人事として読み流すのではなく、監査意見を自身の業務に照らし合わせ
日常業務に活かしていただきたい。そして職員 1 人 1 人の笠置町への想
いを、組織としての知見や知識を集結し、ぜひとも次年度の予算に反映さ
せていただくよう望み、総括意見とする。

審査の結果

(1) 決算規模

令和3年度笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	一般会計	特別会計	合 計
予算現額	1,858,518,000	667,641,000	2,526,159,000
決算額	歳入額	729,789,928	2,485,139,513
	歳出額	640,657,101	2,283,982,454
	差引額	89,132,827	201,157,059

(2) 決算収支

令和3年度決算額は、一般会計においては、歳入総額17億5,534万9,585円、歳出総額16億4,332万5,353円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は1億1,202万4,232円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業執行に必要な財源917万1,000円を除いた実質収支額は1億285万3,232円となり、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を引いて求められる単年度収支額は9,205万6,764円の黒字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額7億2,978万9,928円、歳出総額6億4,065万7,101円で、歳入歳出差引額は8,913万2,827円を計上している。

(3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計あわせ予算現額25億2,615万9,000円に対し、決算額24億8,513万9,213円で、収入率は98.4%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計あわせ予算現額25億2,615万9,000円に対し、決算額22億8,398万2,454円で、執行率は90.4%となっている。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次のとおりである。

会計別執行状況

(単位：円)

区分	予算現額	歳入決算額		歳出決算額	
		金額	収入率	金額	執行率
一般会計	1,858,518,000	1,755,349,585	94.4%	1,643,325,353	88.4%
国保会計	243,416,000	295,636,966	121.5%	235,107,418	96.6%
簡水会計	60,122,000	60,466,881	100.6%	56,102,408	93.3%
介護会計	296,937,000	307,189,111	103.5%	283,726,615	95.6%
後期高齢会計	67,166,000	66,496,970	99.0%	65,720,660	97.8%
合 計	2,526,159,000	2,485,139,513	98.4%	2,283,982,454	90.4%

(4) 財政状況等

【一 般 会 計】

令和3年度の一般会計における歳入での主な内容は、地方交付税が9億1,332万8,000円(歳入全体に対する割合52.0%)、次に町債が2億2,054万2,000円(12.6%)、町税が1億6,306万3,599円(9.3%)、国庫支出金が1億5,284万3,855円(8.7%)となっており、例年同様、本年度の決算でも地方交付税が歳入面での大部分を占めている。

主なものとして、前年度においては新型コロナウイルス感染症関連である特別定額給付金給付事業費補助金として1億2,670万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億470万3,000円などが交付されたが本年度においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2,831万4,532円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業として1,500万円などが交付され、国庫支出金の決算額が前年度より1億9,370万6,400円の減となっている。このことが大きな要因となり、前年度の一般会計歳入決算額が18億3,491万925円であったのに対し、本年度同決算額が17億5,534万9,585円、

7,956万1,340円の減となっている。一方で地方交付税については1億756万2,000円の収入増となっており、これは普通交付税における地域デジタル社会推進費の新設項目等による基準財政需要額の増額算定によるものである。

歳出面での主な内容は、総務費が5億9,544万993円(36.2%)、民生費が3億5,935万1,052円(21.9%)、土木費が1億5,391万5,558円(9.4%)、公債費が1億3,316万5,641円(8.1%)となっている。

本年度では総務費の支出が減っており、前年度は特別定額給付金1億2,670万円や、高度情報改修負担金1億2,841万6,000円などにより、6億7,420万4,143円であったのに対し、本年度は庁舎耐震改修事業1億9,679万1,146円があったものの、7,876万3,150円減の5億9,544万993円の決算額としている。

また、民生費が増加しており、前年度が3億3,484万2,787円であったのに対し、本年度では2,450万8,265円増の3億5,935万1,052円となっている。これは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業1,929万9,290円が影響している。

一般会計における決算審査意見としては、まず予算額と調定額の差について触れておきたい。

決算書の歳入事項には予算額と調定額、そして収入済額などが費目ごとに記載されているが、前年度は予算額と調定額に大きな差額を生じさせているものが散見されたため指摘をしていたものである。本年度は執行部側として今迄の徴収実績に基づき、これらの費目を補正予算対応されており、適正な予算編成に取り組んでいただいている。

そして毎年度の決算審査で状況を伺っている私債権の問題についても本監査で扱ったものであるが、未収金の回収には中々繋がっておらず慢性化しているものと考えられる。近隣自治体の私債権に対する処置現状を見るに、どの自治体もその取扱いに困窮されている。その債権整理については、担当課も大変な苦労があることは承知しているが、他市町村の取り組み状況について把握の上、改善の方策を引き続き検討されたい。

【国民健康保険特別会計】

令和3年度における国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額 2 億 9,563 万 6,966 円、歳出総額 2 億 3,510 万 7,418 円で、歳入歳出差引額 6,052 万 9,548 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税 2,385 万 8,431 円 (8.1%)、府支出金 1 億 8,147 万 4,000 円 (61.4%)、繰越金 7,847 万 6,628 円 (26.5%) となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 1 億 6,127 万 959 円 (68.6%)、国民健康保険事業費給付金が 4,093 万 6,827 円 (17.4%) となっている。

本年度の国民健康保険税の収納率は 91.0%となり、前年度収納率 87.7%より増となった。

保険給付費が増加しており、前年度が 1 億 5,037 万 8,193 円であったのに対し、本年度では 1,089 万 2,766 円増の 1 億 6,127 万 959 円となっている。これは、令和2年度には新型コロナウイルス感染症による受診控えがあったことと、高額な医療費を要する入院が複数件あったことが影響している。

前年度の収納率より増となっていることについては、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡・調整が十分に図られているものと思われる。相互扶助制度で成り立っている保険制度を納税者に理解されることを促しながら、今後も引き続き徴収努力をされるよう期待したい。

一方で笠置町の被保険者の健診受診率が府内でも低い水準にあることを伺っている。この受診率を高める施策として、令和3年度から個別健診の受診可能機関を町内の医療機関だけでなく、相楽郡及び木津川市の医療機関にまで広域化している。健康診断の間口を広げることによって少しでも受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療に繋げることができ、保険給付費の抑制はもとより、元来の目的である被保険者が元気で日々を過ごせることに繋げることができるものであろうことから、広報活動及びさらなる施策の展開をされるよう期待する。

【簡易水道特別会計】

令和3年度における簡易水道特別会計決算額は、歳入総額 6,046 万 6,881 円、歳出総額 5,610 万 2,408 円で、歳入歳出差引額 436 万 4,473 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が 2,620 万 4,811 円 (43.3%)、一般会計からの繰入金 が 2,871 万 7,000 円 (47.5%) となっている。

歳出の主な内訳は、衛生費が 2,298 万 3,206 円(41.0%)、公債費が 1,940 万 9,226 円 (34.6%) となっている。

歳出面では、簡易水道施設費が前年度より 247 万 2,195 円の増となった。これは、本年度に新規事業として実施した簡易水道維持改良事業に係る水道施設台帳整備委託料 320 万 6,500 円の影響が大きいものである。

毎年度、同様の意見となるが、本会計の歳入の要となる水道使用料についても私債権に分類される債権であるため、一般会計における私債権と合わせて、滞納繰越となっている水道使用料のうち、債務者との折衝が不能となったものなどの処分については引き続き検討されたい。

一方で、決算書には数値計上されてこないものであるが、令和3年3月において本町簡易水道事業の今後10年を計画する経営戦略が策定されており、長期に渡って安定した経営を続けていくための指針を示したものとして、定期監査においてその計画内容の報告を受けている。人口減少等による水道使用料の低下と施設の維持修繕費用の捻出など、如何にして長期的な運営をしていくかが問われるわけであるが、水道事業は住民にとって日々の生活に欠かせない飲料水の供給事業であるわけであり、今迄も経営の健全化施策は講じられてきてはいるとは思いますが、経営戦略にある通り、他の自治体と連携した水道技術者の知識の継承や配水管の連結、業務の広域発注による経費削減など、住民から信頼される安定的かつ安心で安全な飲料水供給事業となるようこれからも尽力されたい。

【介護保険特別会計】

令和3年度の介護保険特別会計決算額は、歳入総額 3 億 718 万 9,111

円、歳出総額 2 億 8,372 万 6,615 円で、歳入歳出差引額 2,346 万 2,496 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料 4,978 万 5,128 円(16.2%)、国庫支出金 8,106 万 8,672 円 (26.4%)、支払基金交付金 6,976 万 6,000 円 (22.7%)、府支出金 3,956 万 7,834 円 (12.9%)、繰入金 4,575 万 1,428 円 (14.9%) となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 2 億 5,726 万 9,994 円 (90.7%)、地域支援事業費は 1,796 万 1,957 円 (6.3%) となった。

本年度で支出した保険給付費は前年度より 212 万 403 円の増額となっている。その主な内訳は、居宅介護サービス給付費では前年度より 973 万 2,960 円の減となる 1 億 655 万 5,593 円、特例居宅介護サービス給付費では前年度より 997 万 3,368 円の増となる 1,130 万 9,976 円を支出している。これは、府の指定基準を一部満たしていない事業者を、保険者が一定の水準を満たしていると認めた場合において、基準該当事業者として特例居宅介護サービス給付費の対象とすることができるもので、令和 2 年度まで居宅介護サービス給付費の対象であった事業者が、令和 3 年度は特例居宅介護サービス給付費の対象となったことによるものである。

また、地域密着型介護サービス給付費では前年度より 111 万 1,826 円増となる 142 万 3,810 円を支出している。これは、日中夜間を通じて 1 日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に、または密接に連携しながら提供されるサービスを利用される方が新たにあったためだと伺っている。

介護を取り巻く諸問題は、介護者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されている。当町における介護保険給付費は増え続けており、介護保険制度そのものの不安要素が全域に及んでいる昨今において、いかに安定的な介護施策を打ち出すことが出来るかが課題となってくる。そこには笠置町としての地域特性を反映した介護予防事業や健康増進事業などが不可欠となってくるが、令和 3 年 3 月に策定された第 9 次高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画に基づき、当該計画の基本理念である「みんなの力で、生涯いきいきと安心して

助け合って暮らせるまちの実現」に向けて取り組みを推進されたい。

【後期高齢者医療特別会計】

令和3年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額 6,649 万 6,970 円、歳出総額 6,572 万 660 円で、歳入歳出差引 77 万 6,310 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料 2,401 万 3,904 円(36.1%)、一般会計からの繰入金 4,146 万 5,532 円(62.4%)となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が 6,389 万 1,593 円と全体の 97.2%を占めている。

後期高齢者医療制度の業務に関しては広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担しており、市町村としてはその保険料の徴収を担っているものである。本年度の保険料収納率は 99.3%となり、前年度の収納率 99.2%より微増となっている。他の会計同様に引き続き保険料徴収には尽力されたい。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られているとは思いますが、75 歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上に繋げられたい。